○近畿地方整備局告示第百十六号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 路線名　供用開始の区間　近畿地方整備局及び同局紀松原那智勝浦線　田辺市稲成町字別庄二七四三番三から和歌山県西牟婁郡白浜町十九渕字田ノ口一〇七五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

(二) 供用開始の期日　平成二十七年七月十二日十五時

○近畿地方整備局告示第百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
田辺市稲成町字新江原三二〇二番から同市稲成町字新江原三二八六番まで	前	三五・二〇～六二・八〇（メートル）	〇〇・〇九四（キロメートル）	
	後	三五・二〇～六一・七〇	〇〇・〇九四	
田辺市稲成町字下組二九三七番一から同市稲成町字下組二九四八番六まで	前	四四・二〇～五六・五〇	〇〇・一七三	
	後	四四・二〇～五六・五〇	〇〇・一七三	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 路線名　供用開始の区間　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所　田辺市稲成町字新江原三二〇二番から同市稲成町字新江原三二八六番まで

〃　田辺市稲成町字下組二九三七番一から同市稲成町字下組二九四八番六まで

(二) 供用開始の期日　平成二十七年七月十二日

○四国地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十日

四国地方整備局長　石橋　良啓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号及び百九十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
四国中央市川之江町字畑山三八〇三番から同市具定町字倉之内四八五番一まで	前	A・B・C・D・E・F・G	八・五〇～七八・二〇（メートル）	七・六八〇（キロメートル）
	後	A	八・五〇～七八・二〇	七・六八〇
		B・C・D・E・F・G	三〇・〇〇～七一・五〇	六・四九〇

上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十日

四国地方整備局長　石橋　良啓

(一) 路線名　供用開始の区間　四国中央市川之江町字破砂子九八三番一から同市川之江町字破砂子九三二番五まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

(二) 供用開始の期日　平成二十七年七月十二日

○沖縄総合事務局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十日

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五百六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
豊見城市字金良後原三五〇番一から同市字金良後原三四九番一まで	前	四九・七〇～九五・六〇（メートル）	〇〇・〇四〇（キロメートル）	
	後	四七・九〇～九五・六〇	〇〇・〇四〇	

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十日

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五百六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
豊見城市字名嘉地屋無垣原一二九番二から同市字我那覇佐真下原六五七番一まで	前	三一・八〇～七三・二〇（メートル）	〇〇・二六三（キロメートル）	
	後	二一・〇〇～七三・二〇	〇〇・二六三	

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所